

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在
高岡市災害対策本部

個人の方向け

	項目	対象者	支援内容	問合せ先
見舞金				
1	知事見舞金【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯	住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給（全壊：10万円、半壊：5万円）	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
2	災害見舞金【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された世帯	住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給（全壊：10万円、半壊：5万円、準半壊：2万円）	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
生活支援				
3	被服、寝具その他生活必需品の給与【国】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で、生活必需品等が損失もしくは損傷等し、使用することができない方	日常生活に必要な被服、寝具その他生活必需品の現物を給与	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
4	学用品の給与【国】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で、学用品が損失もしくは損傷等し、使用することができない児童・生徒	使用できなくなった学用品の現物を給与	学校教育課 TEL 0766-20-1449
5	災害ボランティアセンター【社会福祉協議会】	ボランティアの支援が必要な方	被災した住宅の片付けや家具の移動・搬出、泥だしなど 依頼受付：電話・FAX 受付時間：午前9時～午後4時	高岡市災害ボランティアセンター （高岡市社会福祉協議会） TEL 0766-23-2917 FAX 0766-26-2379 高岡市清水町1-7-30
6	災害ごみの受け入れ【市】	災害で壊れた家具や家電等を持ち込まれる方	持ち込まれた災害ごみ等の無料受け入れ 【受入先】 高岡市ストックヤード（長慶寺640） ※積みおろしはご自身でお願いします。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
資金貸付				
7	災害援護資金貸付金【国・県】	災害時に市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯 ①世帯主が重症を負った世帯 ②り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯 ③家財等に3分の1以上の被害があった世帯	被災世帯の生活の立て直しに資するため、資金を貸付（貸付限度額：被害の状況等に応じて150～350万円）	社会福祉課 TEL 0766-20-1366

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

8	生活福祉資金の貸付【社会福祉協議会】	低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯	○貸付対象内容： ①臨時的に必要となる経費：150万円 ②住宅の補修、改築等に必要となる経費：250万円 ○利率：無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%） ○償還期間：6ヶ月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内	高岡市社会福祉協議会 TEL 0766-23-2917 高岡市清水町1-7-30
9	災害復旧資金の貸し付け（富山県勤労者生活資金融資制度）【北陸労働金庫】	富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者またはその家族	住宅および生活の復旧等に必要となる資金の貸付け ○融資限度額：150万円 ○融資利率：年2.2%、保証料別途年0.8% ○返済期間：5年以内	北陸労働金庫の富山県内各支店
建物等の解体・撤去				
10	空き家除却支援【市】	①老朽危険空き家の除却 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅の所有者および法定相続人等 ②老朽空き家の除却 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅の所有者および法定相続人等であって、申請者が属する世帯全員が市民税非課税の方	①空き家の除却工事に要する対象経費の1/2（上限：50万円） ②空き家の除却工事に要する対象経費の1/3（上限：20万円） ※いずれも現地調査が必要	建築政策課 TEL 0766-30-7291
11	まちなか空き家除却支援【市】	昭和56年5月31日以前に着工されたまちなか区域内にある一戸建ての住宅の所有者および法定相続人等	空き家の除却工事に要する対象経費の1/3（上限：20万円） ※除却後の土地を空き家・空き地情報バンク登録した場合は10万円を加算	建築政策課 TEL 0766-30-7291
12	倒壊したブロック塀等の回収【市】	ブロック塀等が倒壊した方	ブロック塀等の回収 ※収集可能な場所まで移動していただいた場合に限りです。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
13	倒壊したブロック塀等の受け入れ【市】	倒壊したブロック塀等を持ち込まれる方	持ち込まれたブロック塀等の無料受け入れ 【受入先】 高岡市ストックヤード（長慶寺640） 埋立処分場（手洗野尾久保18） ※積みおろしはご自身でお願いします。	環境政策課 TEL 0766-22-2144
14	倒壊したブロック塀等の処分補助【市】	倒壊したブロック塀等を業者等に依頼し、有償で処分された方	ブロック塀等の撤去費用の補助（上限：2万円）	環境政策課 TEL 0766-22-2144

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

15	地震被害ブロック塀等撤去支援【市】	道に面するブロック塀等で、地震により倒壊の恐れがあるものを撤去する方	ブロック塀等の撤去費用の補助（上限：2万円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
住宅の確保				
16	賃貸型応急住宅の提供【国】	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で、住宅として再利用ができず、やむを得ず解体を行う方 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある等、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方	民間賃貸住宅を借りる際の家賃等を負担（限度額あり） 原則：2年間 ※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から6か月以内	建築政策課 TEL 0766-20-1403
17	市営住宅等への一時入居【市】	地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合	原則6か月の間、使用料を免除した上で提供（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要）	建築政策課 TEL 0766-20-1403
18	住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【国】	「準半壊以上（相当）」の被害を受け、ブルーシートの展張等の緊急修理をする方	修理費用（上限：5万円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
19	住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【国】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」で、屋根、壁、床等の日常生活に必要な不可欠な部分を修理する方	屋根、壁、床等の修理費用（全壊～半壊の場合：上限706,000円、準半壊の場合：上限343,000円）	建築政策課 TEL 0766-20-1429
20	生活再建支援金の支給【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯等	住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給	社会福祉課 TEL 0766-20-1366
市税等の減免など				
21	市税の徴収猶予【市】	財産が被災したことにより著しく納税が困難となった方	災害に起因し納税をすることができないと認められる金額を限度として、申請に基づき審査の上、原則1年以内の一定期間、納税を猶予	納税課 TEL 0766-20-1277
22	固定資産税（家屋）の減免【市】	固定資産税の課税世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて固定資産税を減免	資産税課 TEL 0766-20-1274
23	個人市・県民税の減免【市】	個人市・県民税が課税されている方で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」で、かつ著しく納税が困難となった方	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度などに応じて個人市・県民税を減免	市民税課 TEL 0766-20-1257
24	国民健康保険税の減免【市】	国民健康保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて国民健康保険税を減免	保険年金課 TEL 0766-20-1357

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

25	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予【市】	後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付を猶予	保険年金課 TEL 0766-20-1481
26	介護保険料の減免・徴収猶予【市】	介護保険の被保険者（65歳以上）がいる世帯で、り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付を猶予	高齢介護課 TEL 0766-20-1375
27	国民年金保険料の免除【日本年金機構】	国民年金保険の被保険者であり、免除要件に該当する世帯（詳細については、市または年金事務所へ直接お問い合わせください。）	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて免除	高岡年金事務所 TEL 0766-21-4180 （自動音声案内「2」→「2」） 保険年金課 TEL 0766-20-1363
28	水道料金・下水道使用料の減免【市】①	【り災証明書を取得された方】 り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の水道使用者 【伏木、古府、太田各地区の方】 地震による液状化等によりライフラインの損傷が激しく、長期にわたり断水や下水道の使用ができず、生活に大きな影響のあった伏木、古府、太田の各地区の水道使用者	1か月分の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免 ※検針は2か月に一度のため、使用者により減免対象月が異なります。なお、り災証明書の取得が2、3月検針に間に合わない場合は、検針月に関わらず、1か月分を減免します。 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請手続は不要です。ただし、「水道料金・下水道使用料の減免【市】②」に該当する場合は、申請書等を提出してください。 偶数月検針（古府、太田地区を含む） 令和6年2月検針 奇数月検針（伏木地区を含む） 令和6年3月検針	水道料金センター TEL 0766-20-1616
29	水道料金・下水道使用料の減免【市】②	【水道使用量が大幅に増えた方】 地震による漏水等により水道使用量が大幅に増加した水道使用者	前年同期と前回の使用水量を比較して少ない水量を今回の使用水量とし、その水量を超えた水量を減免 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請書等を提出してください。	水道料金センター TEL 0766-20-1616

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

その他			
30	図書館図書等の取扱い 【市】	図書館の図書等を損傷または滅失した方	り災証明書の提出により賠償を免除 中央図書館 TEL 0766-20-1566

事業者の方向け

	項目	対象者	支援内容	問合せ先
相談窓口				
1	特別相談窓口の設置 【国】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業・小規模事業者向けに、金融相談や経営相談ができる特別相談窓口を設置 【窓口一覧】 ・日本政策金融公庫高岡支店 ・商工中金高岡支店 ・富山県信用保証協会 ・富山県商工会連合会 ・富山県中小企業団体中央会 ・富山県よろず支援拠点 ・中小機構北陸本部 ・中部経済産業局	日本政策金融公庫高岡支店 TEL 0570-045028 商工中金高岡支店 TEL 0766-25-5431 富山県信用保証協会 TEL 076-423-3171 富山県商工会連合会 TEL 076-441-2716 富山県中小企業団体中央会 TEL 076-424-3686 富山県よろず支援拠点 TEL 076-444-5605 中小機構北陸本部企業支援課 TEL 076-223-5546 中部経済産業局中小企業課 TEL 052-951-2748
2	緊急金融相談窓口の設置 【県】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業者向けに、金融専門相談窓口を開設	富山県地域産業支援課 TEL 076-444-3248
3	特別相談窓口の設置【商工会議所】	中小企業・小規模事業者	能登半島地震による災害に関する特別相談窓口を設置	高岡商工会議所 中小企業相談所 TEL 0766-23-5007
4	特別金融相談会の開催 【商工会議所】	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫高岡支店と共催する「能登半島地震特別金融相談会」を実施	高岡商工会議所 創業サポート室 TEL 0766-23-5007

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

資金貸付				
5	災害復旧貸付の実施 【国】	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫・商工中金が運転資金または設備資金を融資する災害復旧貸付を実施	日本政策金融公庫高岡支店 TEL 0570-045028 商工中金高岡支店 TEL 0766-25-5431
6	セーフティネット4号の認定（信用保証による融資限度額の拡大）【国】	中小企業・小規模事業者	地震により売上高等が減少している事業者に、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額を100%保証	富山県信用保証協会 TEL 076-423-3171 市内の各金融機関
7	小規模企業共済災害貸付の実施【国】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日で低利率の融資を実施	中小機構北陸本部企業支援課 TEL 076-223-5546
8	震災対策特別融資の創設【県】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業者に対し、新たな融資制度を創設 ○融資限度額：1億円 ○融資利率：年1.25%以内 ○返済期間：10年以内	富山県地域産業支援課 TEL 076-444-3248
9	中小企業者向け災害対応資金【市】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた市内の中小企業者に対し、低利率の融資を実施（保証料は市が全額補給） ○融資限度額：2,500万円 ○融資利率：年1.6%以内 ○返済期間：10年以内	産業企画課 TEL 0766-20-1286
10	漁業近代化資金（設備資金）の貸し付け【県】	漁業者・漁業協同組合等	漁船建造資金および漁具購入資金等の設備資金の貸し付けの実施	富山県水産漁港課 TEL 076-444-3291
11	漁業振興資金（漁業経営安定資金）（運転資金）の貸し付け【県】	漁業者・養殖業者（海面で事業を行う方に限る）	操業開始時に必要な資金の貸し付けの実施	富山県水産漁港課 TEL 076-444-3291

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

利子補給				
12	農業経営安定資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	経営資金の不足に対し融資を受けた場合、利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
13	農林漁業セーフティネット資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	経営の再建に必要な資金および減収の補填のための資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
14	農林漁業施設資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	農業用施設等の復旧を行うために必要な資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
15	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	災害により必要となる長期資金および施設等を復旧するための資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
16	農業近代化資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	施設、農地等の復旧に要する資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和6年1月12日16時現在

高岡市災害対策本部

市税等の減免など				
17	固定資産税（償却資産）の減免【市】	事業用の資産が修理や廃棄が必要となる被害を受けた事業者	損害の程度に応じて固定資産税を減免 損害割合が2割未満の場合は、対象外	資産税課 TEL 0766-20-1266
18	水道料金・下水道使用料の減免【市】①	<p>【り災証明書を取得された方】</p> <p>り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の水道使用者</p> <p>【伏木、古府、太田各地区の方】</p> <p>地震による液状化等によりライフラインの損傷が激しく、長期にわたり断水や下水道の使用ができず、生活に大きな影響のあった伏木、古府、太田の各地区の水道使用者</p>	<p>1か月分の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免</p> <p>※検針は2か月に一度のため、使用者により減免対象月が異なります。なお、り災証明書の取得が2、3月検針に間に合わない場合は、検針月に関わらず、1か月分を減免します。</p> <p>※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。</p> <p>※申請手続は不要です。ただし、「水道料金・下水道使用料の減免【市】②」に該当する場合は、申請書等を提出してください。</p> <p>偶数月検針（古府、太田地区を含む） 令和6年2月検針 奇数月検針（伏木地区を含む） 令和6年3月検針</p>	水道料金センター TEL 0766-20-1616
19	水道料金・下水道使用料の減免【市】②	<p>【水道使用量が大幅に増えた方】</p> <p>地震による漏水等により水道使用量が大幅に増加した水道使用者</p>	<p>前年同期と前回の使用水量を比較して少ない水量を今回の使用水量とし、その水量を超えた水量を減免</p> <p>※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。</p> <p>※申請書等を提出してください。</p>	水道料金センター TEL 0766-20-1616